

# 東田・未来都市プロジェクト推進コンソーシアム規約

## (目的)

第1条 東田・未来都市プロジェクト推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）は、東田地区及びその周辺地域において、産学官民が連携し、多様な先端技術やサービスの実証・実装事業等（以下、「事業」という。）を推進し、2030年頃の未来社会の先行実現に寄与することを目的とする。

## (活動内容)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 事業内容の確認及び審査

(2) 事業実施の支援に関する活動

ア 事業実施に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む）

イ 関係機関との調整、関係機関への情報提供

ウ 事業実施フィールドに関する施設等所有者との調整

エ 事業実施に係る地域への周知等

オ 事業実施に係る資金獲得に関する支援

カ 国家戦略特区制度を活用した国への規制改革提案

キ 事業を実施する者及び事業に係る者の相互連携・共同の促進に係る支援

ク その他、事業実施に必要な支援

(3) プロジェクト及び事業を推進するための広報活動

(4) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

## (構成員)

第3条 コンソーシアムは、次の各号に掲げるものをもって組織する。

北九州市

公益財団法人北九州産業学術推進機構

八幡東田まちづくり連絡協議会

イオンモール株式会社

日鉄興和不動産株式会社

枝光本町商店街

八幡中央区商店街

## (運営体制)

第4条 コンソーシアムの事務局は、北九州市企画調整局企画政策部企画課に置く。

付 則

この規約は、令和4年8月18日より施行する。

付 則

この規約は、令和5年4月1日より施行する。